

「NCSドライブドクター」利用規約

NCSドライブドクターとは、利用申込書記載のNCSドライブドクター利用申込人（以下「申込人」という。）が、車両に設置したNCSドライブドクター用のドライブレコーダー等（以下「車載機器」という。）で取得した走行状況データ等を、株式会社NTTドコモの通信ネットワークを利用して自動的に転送し、日本カーソリューションズ株式会社（以下「NCS」という。）がWeb上にて提供するテレマティクスサービス（以下「本サービス」という。）をいい、その取扱については、この規約に定める通りとします。

ただし、この規約に定めのない事項については、申込人がNCSとの間で締結しているリース契約、メンテナンス委託契約その他の契約の各条項に従うものとします。本サービスの利用にあたり、申込人は、この規約および別途NCSから申込人に提供する「NCSドライブドクター操作マニュアル」（以下「操作マニュアル」という。）の内容を十分に理解し、リスクの内容について承諾をしたうえで、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

本サービスを閲覧または利用するために、本利用契約書に同意し、本サービスの申込みを行った申込人またはID管理責任者が選任した個人もしくは法人を利用者（以下、「利用者」という。）といいます。

（利用資格者）

第1条 本サービスの利用資格者は、原則、NCSとの間で既にリース契約、メンテナンス委託契約、その他の契約を締結している法人で、NCSが本サービスの利用について承諾をした法人とします。

上述以外については、別途NCSが利用可否の判断を実施したうえで決定することとし、本サービスの利用について承諾をした法人は、利用資格を満たしたものとします。

また、本サービスの対象となる車両（以下「契約車両」という。）は、NCSからリースもしくはメンテナンス委託を受けている車両、または申込人が所有または使用する車両で、かつ、NCS指定の車載機器を設置している車両とし、これ以外の車両については、別途、NCSと申込人間で協議し決定することとします。

（NCSドライブドクターの利用申込）

第2条 申込人は、本サービスを利用する場合、NCS所定のテレマティクスサービスNCSドライブドクター利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要事項を記入、記名押印のうえNCSに提出します。NCSは申込人に対し本サービスを利用するとき必要となる、会社コードと「マスターID」（以下「ID」という。）およびパスワードを交付し、これを以って本サービスの提供を受諾したものとします。

2. 利用申込書記載内容に変更が生じた際は、申込人はNCSに対し、利用申込書に変更箇所を記述のうえ速やかにNCSへ提示するものとします。

（契約の成立）

第3条 利用契約は、前条に定める申込人からの利用申込に対しNCSが承諾し、会社コード、IDおよびパスワードを申込人に交付した場合、本サービスの提供を受諾したときに成立したものとします。ただし、NCSは申込人が次の各号に該当する事情がある場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- （1）利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
- （2）過去に不正使用などにより、利用契約の解除または本サービスの利用を停止されていることが判明した場合。
- （3）その他利用契約を締結し継続することが、技術上またはNCSの業務の遂行上著しい支障があるとNCSが判断した場合。
- （4）申込人が本サービスの利用料金の支払いを怠るおそれがあると、NCSが判断した場合。

（個別サービス）

第4条 個別サービスは、申込人がNCSへ提出するテレマティクスサービス「NCSドライブドクター取付作業等注文書」（以下「注文書」という。）にて契約し、個別サービスの利用期間は注文書に記載のとおりとします。

個別サービスの最低利用期間は12か月以上とし、請求が開始された月から12か月未満で個別サービスを解約、解除もしくは契約車両から車載機器を取外す場合は、第25条から第28条の条件に基づくものとします。

2. 本サービスに登録した車載機器を取付た契約車両を所有または使用しなくなったとき、本サービスの利用解約とみなします。

（契約事務手数料）

第5条 申込人が、新たに個別サービスを利用する場合に限り、契約事務手数料として、金5,000円に消費税を加えた合計を、第15条に規定する方法によりNCSに現金一括で支払うものとします。

（個人情報の取扱）

第6条 NCSは次の各号の個人情報のについて、保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、また本サービスの遂行のために取付、取外を委託する作業会社、システム開発および運営を委託するシステム会社に個人情報を提供できるものとし、申込人は異議なくこれを承諾します。また、申込人は本サービス利用に際し、ID管理責任者および利用者に対して、NCSの個人情報の取扱いおよび本サービスが収集する内容について説明し、承諾を得るものとします。

- （1）申込人が本利用申込書、その他必要書類に記載し、またはNCSに通知したID管理責任者および利用者の氏名、所属部署、役職、e-mailアドレス、電話番号、住所等の個人情報。
 - （2）NCSドライブドクターに入力した前号の個人情報。
 - （3）車載機器が送信する運行日時、位置、速度、画像、映像情報。
2. 本サービスが終了したときは、申込人はその責任と負担で、ID管理責任者および利用者の個人情報を削除するものとします。

(車載機器の取付)

- 第7条 申込人は、注文書に必要事項を記入、押印のうえNCSへ提示し、NCSは注文書を受領後、作業手配を行うものとします。
2. 申込人は、注文書の記入上の注意点などは、テレマティクスサービス「NCSドライブドクター」取付作業等注文書記入要綱(以下「注文書記入要綱」という。)に従うものとします。なお、契約車両が、NCSまたは申込人が所有権を有する車両でない場合、申込人は、その責任と負担で、契約車両の所有者に対し、車載機器の取付につき、事前に承諾を得るものとします。

(車載機器取付作業)

- 第8条 申込人は、車載機器取付作業にあたり、次の各号に掲げる作業内容(以下「作業内容」という。)を異議なく承諾します。ただし、申込人が作業内容につき、異議を申立て、NCSがこれをやむを得ないものと判断した場合、NCSと申込人間で協議のうえ変更できるものとします。
- (1) 車載機器の取付は、NCSが取付作業を委託した委託会社が認定した作業店が実施します。
- (2) 申込人は、作業場所の提供とその場所へ車両移動を行うこととします。
- (3) 車載機器の取付にあたっては、当該車両の取扱説明書に則り実施するものとし、車載機器の取付位置は道路運送車両の保安基準に抵触しない場所とします。
- (4) 作業日が確定後、作業日を変更する場合は、速やかにNCSもしくは作業店へ連絡するものとします。なお、作業の延期およびキャンセルの際、次に掲げるキャンセル費用等を申し受けます。
- ① 作業延期の連絡が作業前々日までは、キャンセル料は発生しません。
- ② 作業延期の連絡が作業前日の場合は、取付費用の30%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ③ 作業延期の連絡が作業当日、もしくは連絡がない場合、取付費用の100%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ④ 作業キャンセルの連絡が作業前々日までは、キャンセル料は発生しません。
- ⑤ 作業キャンセルの連絡が作業前日の場合は、取付費用の30%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ⑥ 作業キャンセルの連絡が作業当日の場合、もしくは連絡がない場合、取付費用の100%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ⑦ 作業場所が他の都道府県へ変更される際、機材の転送が伴う場合は、発送費用をお支払いいただきます。

(本サービスの初期設定およびマスタファイルの取扱)

- 第9条 申込人は、本サービスを利用するにあたり、あらかじめ操作マニュアルに記載する操作方法にてユーザID、組織等(以下、マスタファイル等)の情報登録を行い、本サービスを効果的に活用するための事前準備を行うものとします。
2. マスタファイル等の登録は、申込人の責任にて行うものとし、申込人がマスタファイル等の登録を利用者以外の第三者またはNCSに委託し、その委託により生じた損害について、NCSは一切の責任を負いません。

(本サービスの利用開始)

- 第10条 申込人は、NCSが交付した「会社コード」、「ID」および「パスワード」により、本サービスが利用可能となります。
2. 申込人は、NCSから交付されたIDのパスワードおよびID管理責任者が登録したユーザIDのパスワードは、適宜更新するものとし、なりすましなどの不適切な利用を防止することに努めることとします。なお、NCSは、IDやパスワードの更新の有無にかかわらず、なりすましなどにより申込人に損害が生じた場合でも一切責任を負いません。

(本サービスの種類)

- 第11条 本サービスの種類は以下のとおりです。

(1) 基本サービス

契約車両に、車載機器を設置することにより得られる各種情報をNCSが解析し、インターネットを通じて提供するもので、サービス内容は以下のとおりです。

- ① 運行管理
車両の運行情報を集計し、運行記録等を提供するサービス。
- ② 車両管理
車両の予約および予約情報を確認できるサービス。
- ③ 安全管理
車両の安全運転情報、および車両の速度超過等の危険運転に関して警報を発生させ、その時刻・場所を知らせるサービス。

(2) 付加サービス

契約車両に、車載機器を設置することにより得られる各種情報をNCSが解析し、インターネットを通じて提供するものです。付加サービスは前項の基本サービスに加え申込人の用途に応じて提供するもので、そのサービス内容等は以下のとおりです。

- ① 車両位置情報提供
利用者が契約車両の位置情報を知りたい場合に、利用者が検索することによりNCSの提供する地図上で、契約車両の現在位置が確認できるサービス。
- ② エリア判定
利用者があらかじめ設定した地点において、車載機器を設置した契約車両が、その地点(地点の設定数には限りがあります。また、稼働環境により誤差が生じることがあります。)を出た時に、その地点に入るまでの走行距離を確認できるサービス。
- ③ 危険運転等メール通知

契約車両の速度超過、急加速、急減速、急ハンドル等の危険運転を車載機器が検知したときに、利用者があらかじめ設定した管理者宛にメールで通知され、管理者は危険運転を記録した契約車両の時間、場所、静止画像等を確認することができるサービス。

④ 動画送信

4G（LTE）携帯電話通信規格の車載機器を搭載する契約車両の急加速、急減速、急ハンドル等の危険運転を車載機器が検知したときに、利用者があらかじめ設定した管理者宛にメールで通知され、管理者は危険運転を記録した契約車両の時間、場所、映像等を確認することができるサービス。

⑤ 走行軌跡表示

利用者が契約車両の走行軌跡を知りたい場合に、利用者が検索することによりNCSの提供する地図上で、契約車両の走行軌跡が確認できるサービス。

⑥ メンテナンスガイダンス

契約車両の点検時期等を車載機器の音声により通知するサービス。ただし、このサービスの利用は、NCSと車両メンテナンスサービス等の契約を締結している車両に限ります。

⑦ 安全管理レポート

契約車両の深夜走行、過走行、速度超過の情報を日次、週次、月次で集計し、利用者があらかじめ設定した管理者宛にメールで通知され、管理者は契約車両の各種運行記録を確認することができるサービス。

ア 速度超過レポート

利用者があらかじめ設定した速度を超えて車載機器を設置した契約車両が運行した時、その距離等が確認できるサービス

イ 深夜走行レポート

利用者があらかじめ設定した深夜時間帯に車載機器を設置した契約車両が運行した時、その時刻等が確認できるサービス

ウ 過走行レポート

利用者があらかじめ設定した走行距離を超えて車載機器を設置した契約車両が運行した時、その距離等が確認できるサービス

⑧ 非接触型ICカードによる運転者認証

車載機器を用いて、第9条第1項のマスタファイルの登録により登録された利用者が保有する非接触型ICカードの情報を受け取り、利用者を判別するサービス

ただし、本サービスを利用するためには、NCSが提供するICカード認証用車載機器および非接触型ICカードが必要となります。また、NCSが承認した非接触型ICカードを利用することも可能です。

⑨ 運転日報データの結合

同一運転者、同一車両の連続利用情報を集計し、運転日報等で提供するサービス。

⑩ 危険運転発生場所一覧表示

利用者が契約車両の速度超過、急加速、急減速、急ハンドル等の危険運転発生場所を地図上で知りたい場合に、利用者が契約車両の範囲、表示期間、時間帯等を指定して検索することにより確認できるサービス。

(3) 申込人が、本条第1項(2)の付加サービスを利用する場合、NCS所定の利用申込書に必要事項を記入、押印のうえNCSに提出するものとします。

なお、申込人が、本条第1項(2)①車両位置情報提供サービス、および本条第1項(2)②エリア判定サービスを利用する場合は、利用申込書に記載の付加サービス月額利用料金をNCSに対し支払うものとします。

(4) 既に本サービスを契約中の申込人が、新たに本条第1項(2)の付加サービスを利用する場合、付加サービスの種類によっては提供できる付加サービスが制限されることがあります。ただし、この場合において、車載機器を付加サービスに対応するものに交換することで、サービス提供が可能となります。

なお、車載機器を交換することにより付加サービスの利用が可能となる場合、申込人は車載機器1台につき、注文書に記載の取付・取外費用をNCSに現金一括で支払うものとします。

(5) 申込人は、車載機器を選択することはできません。

(運転情報確認の取扱)

第12条 利用者は、登録されている運転情報を確認することができます。

2. 利用者は運行記録修正画面にて、登録された運転情報を変更、または追加することができます。

3. 利用者は危険運転発生状況一覧画面にて、記録された危険運転の発生日時、場所等を確認することができます。

4. 利用者は走行軌跡表示を利用するとした場合、走行軌跡表示画面にて契約車両が走行した軌跡等を確認することができます。

5. 利用者は位置情報提供サービスを利用するとした場合、契約車両の現在位置等を確認することができます。

6. 利用者は危険運転メール通知機能を利用するとした場合、危険運転が発生した際、管理者宛にメールで通知され管理者は危険運転を記録した契約車両の位置等を確認することができます。

(本サービスを利用するうえでの免責事項等)

第13条 次の各号に掲げる事由のほか、NCSの責に帰さない事由により生じた損害について、NCSは一切の責任を負いません。

(1) 車載機器、SDカード等の記憶媒体、通信網の障害、サーバー上の障害等により、本サービスが遅延もしくは不能となり逸失した車載機器から送信されるべきデータ、およびWEB上に表示、出力された情報等に誤謬・脱漏が生じたとき。

(2) 通信経路においてIDおよびパスワード、運行情報等が漏洩したとき。

(3) 利用者の端末の不具合により、本サービスが遅延または不能となったとき。

- (4) コンピューターウイルスおよびその関連の障害が発生したとき。
 - (5) GPSの受信障害により本来の車両位置を指示していないとき。
 - (6) 車載機器が車両機能(アイドリングストップ装置など)による電圧変動等の影響を受け、本サービスが遅延または不能となったとき。
 - (7) マスタファイル等の登録間違いや未登録によりWEB上に表示、出力された情報等の誤謬が発生したとき。
 - (8) 無線機など他の車両設置機器が、車載機器に影響を与えた結果、出力された情報等の誤謬が発生したとき。
2. NCSは、本サービスにおいて提供する情報の正確性について最大限の努力をしますが、これを保証するものではなく、情報に不正確な点または不十分な点等があったことにより生じた損害について、NCSは何ら責任を負いません。

(個別サービスの利用料金と請求)

- 第14条 申込人は、本サービスの使用対価として、利用申込書の契約内容欄に定める本サービス利用料金(月額利用料金、付加サービス利用料金、その他料金)を、第15条に規定する方法により支払うものとします。
2. NCSは、本サービス利用料金の変更を行うときは、2ヶ月以上前に申込人に通知し、申込人と協議のうえ変更するものとします。
 3. 支払い方法が振込みの場合に限り、初回請求は、取付完了となった翌月利用分から発生するものとします。初回請求は取付完了月の翌々月上旬に2ヶ月分を請求し、以降、毎月請求を行います。ただし、本サービスにおいて、利用料金の日割り計算は行いません。

(個別サービス利用料金の支払い方法)

- 第15条 申込人は、利用申込書の契約内容欄に定める本サービス利用料金(月額)とこれにかかる消費税等の合計額を、NCSの請求に従い、NCSが指定する各期日までに支払うものとします。なお、支払方法がNCSの指定する銀行口座への振込みによる場合の振込手数料は申込人の負担とします。

(著作権等)

- 第16条 申込人は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても本サービスを通じて提供されるいかなる情報(地図情報を含む)も、著作権法で定める利用者の利用範囲外の使用をすることはできません。
2. 申込人は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報(地図情報を含む)も、使用させたり公開させたりすることはできません。

(禁止事項)

- 第17条 申込人は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
- (1) 本サービスの利用目的以外の目的で本サービスを利用すること。
 - (2) 本サービスの全部または一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること。
 - (3) 本サービスに改変を加えること、およびリバースエンジニアリングにより解析を行うこと。
 - (4) 本サービスに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去または剥奪すること。
 - (5) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じてまたは本サービスに関連して使用し、若しくは発信すること。
 - (6) IDとパスワードを不正に利用すること。
 - (7) 申込人以上の本サービスの利用者または第三者に迷惑、不利益を与えるなどの行為を行うこと。
 - (8) 誹謗、中傷、わけつけなど公序良俗に反する行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、その他NCSが不適切と判断すること。
 - (9) その他法律に反すると判断される行為を行うこと。
 - (10) 前各号のいずれかに該当するおそれがあるとNCSが判断する場合。
2. NCSは、前項各号に該当する情報の全部または一部について、NCSが別途定める手続きに従い当該情報の掲載を停止または削除する権利を留保します。

(秘密保持)

- 第18条 申込およびNCSは、本サービス利用に関連して知り得た相手方の秘密情報(以下「秘密情報」という。)を相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。
- (1) 既に公知であったもの、または自己の責によらず公知となったもの。
 - (2) 既に自己が所有または知得していたもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に取得したもの。
 - (4) 相手方から知得することなく独自に開発したもの。
 - (5) 法令、行政当局または裁判所により開示することが義務付けられた情報。(ただし、相手方への事前通知を要件とする。)
2. 申込およびNCSは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく秘密情報を、本サービス利用の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用しないものとします。

(データ保存期間)

- 第19条 本サービスの利用にあたり、NCSのサーバーへ登録された3年間分のデータ(以下「本データ」という。)は、NCS指定のサーバーに保存されますが、当該期間を超えると自動的に削除されます。

(データの使用について)

- 第20条 本データは、NCSが第三者への教育用、他社比較材料、統計資料、販売促進用データとして、またはサービスの品質向上および開発のために、NCSが申込人に断りなく編集・使用することができます。ただし、NCSが本データを使用する場合には、申込人の社名や個人名等が特定できないようにするものとします。
2. NCSは、本データを編集・使用して、インターネット、書籍、放送其他媒体を通じて発表することがあります。この場合の一切の権利は、NCSに帰属するものとします。

(データの消去について)

第21条 本データまたはSDカードに記録されたデータが消失し、もしくは消去されるなどして、申込人が不利益を被った場合でも、NCSは何ら責任を負わないものとします。

(データの権利)

第22条 本データまたはSDカードに記録されたデータの著作権法上および肖像権の各権利について、NCSは保護する義務を負わないものとします。

(本サービス提供の一時停止及び中止)

第23条 NCSは、次の各号に掲げる事由が生じた場合、本サービスの全部または一部の提供を一時停止または中止する場合があります。

- (1) NCSのシステムの保守を定期的もしくは緊急に行う場合。
 - (2) 本サービス設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (3) 天災地変、不測の事故、その他、非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
 - (4) NCS利用の通信回線、電力等の提供に中断が発生した場合。
 - (5) NCSが本サービスの運用の全部または一部を一時停止または中止することが望ましいと判断した場合。
 - (6) 上記各号の他、NCSの責によらずして、本サービスの提供を一時停止または中止せざるを得ない場合。
2. NCSは、前項各号に定める事由およびNCSの善良なる管理者の注意をもってしても避け得ぬ事由により本サービスを中断する場合、その回復に最善の努力をし、申込人は、NCSの取る処置に協力するものとします。
3. NCSは、本条第1項の規定により本サービスの利用を一時停止または中止するときは、あらかじめその旨を本サービスのWEB上において掲載するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 申込人の原因による本サービス提供停止期間については、申込人所定の利用料金を支払うものとします。

(損害に対する責任)

第24条 NCSは、NCSの善良なる管理者の注意をもってしても避け得ぬ事由により本サービスの提供の遅延、中断、中止および本サービスの使用に起因して生じた損害、または第三者からの請求に基づく申込人の損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

(中途解約)

第25条 申込人は、個別サービスを中途解約する場合、中途解約希望月の1ヶ月前までに、注文書にてNCSに通知します。NCSはこれを以って解約処理を行います。この場合、申込人は、請求が開始された月から12か月未満の解約については、中途解約手数料として12か月に満たない残月数分の月額利用料金と取付・取外費用および事務手数料相当額の金40,000円に消費税を加えた合計を、中途解約月の翌月末日までにNCSに現金一括で支払うものとします。(ただし、個別サービス利用料金の初期費用に取付・取外費用が含まれ、これらを申込人が支払い済の場合は除きます)

なお、暦月の途中であっても当該月分は請求することとし、月額利用料金の日割り計算は行いません。

2. 前項の規定にかかわらず、申込人が希望する中途解約月が、個別サービス提供開始月から1年を経過しているときは、NCSは申込人に対し、中途解約手数料を請求しないものとします。(ただし、車載機器の取外をNCSが行う場合は、第28条第2項第(1)号の規定に従い、この費用を申込人はNCSに対して支払います)
3. NCSは、契約期間中であっても、お客様に対する1ヶ月前の通知により利用契約の一部または全部を終了させることができるものとします。ただし、第4条で定める最低利用期間中は、この限りではありません。

(契約の解除)

第26条 NCSは、申込人が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、申込人に対し何らの通知、催告を要することなく、直ちに本サービスを解除できるものとします。

- (1) 本サービス利用料金の支払いを1回でも怠ったとき、または、本サービス以外のNCSに対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行として、競売等の申立もしくは清算に入ったとき。
 - (3) 支払停止、支払不可能等の事由が生じた場合。
 - (4) 監督官庁により営業免許、もしくは営業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (5) 特別清算、破産、民事再生、会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは負債整理のための特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。
 - (6) 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (7) NCSが重大な違反と判断したとき、または第17条各号に定めるいずれかの事由に該当したとき。
 - (8) NCSと締結するリース契約、メンテナンス契約その他の契約が中途解約、契約解除その他の事由で終了したとき、あるいは、第1条記載のNCS指定のドライブレコーダーを設置している契約車両を所有または使用しなくなったとき。
2. 前項により、本サービスが契約解除となったときは、申込人は、請求が開始された月から12か月未満の解約については、中途解約手数料としてとして12か月に満たない残月数分の月額利用料金と取付・取外費用および事務手数料相当額の金40,000円に消費税を加えた合計を、中途解約月の翌月末日までにNCSに現金一括で支払うものとします。(ただし、個別サービス利用料金の初期費用に取付・取外費用が含まれ、これらを申込人が支払い済の場合は除きます)
- なお、暦月の途中であっても当該月分は請求することとし、月額利用料金の日割り計算は行いません。

(期限の利益の喪失)

第27条 前条にもとづき、利用契約が解除または解約されたとき、NCSは利用契約終了の日をもって本サービスの提供を終了します。

2. 前条第1項にもとづき、利用契約が解除された場合、申込人は利用契約終了の日までに発生するNCSに対する債務の全額を、NCSの指示に従い一括して支払うものとします。また、その利用中に係る申込人の一切の債務は、利用契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅いたしません。

(車載機器等の返還)

- 第28条 申込人は、個別サービスが中途解約、契約解除、利用期間満了、その他の事由により終了したときは、直ちに申込人の責任と費用負担にて車載機器を車両から取外、NCSが申込人に提供した物品等と併せて原状回復のうえNCSに返還するものとします。
2. 前項の車載機器の取外をNCSが行う場合、申込人は、注文書に記載の取外費用を次の各号に従い、NCSに現金一括で支払うものとします。(ただし、個別サービス利用料金の初期費用に取外費用が含まれ、これを申込人が支払い済みの場合は除きます)
- (1) 利用期間満了または第25条第2項及び第3項に該当する中途解約の場合は、利用期間満了月または中途解約月の翌末日までに、NCSに現金一括で支払うものとします。
- (2) 第25条第1項による中途解約、または第26条第1項に該当する契約解除の場合は、中途解約損害金または損害金と併せて、NCSに現金一括で支払うものとします。
3. 車両に設置した車載機器およびNCSが申込人に提供した物品等の返還が不可能な場合、申込人は、車載機器等の代金として金70,000円に消費税を加え、前項各号に準じて、NCSに現金一括で支払うものとします。なお、車両の所有者等から車載機器等の取外並びに引取りの申し出があったときは、申込人の費用負担で行うものとします。

(危険負担)

- 第29条 盗難、火災、風水害、地震、その他NCS、申込人いずれの責にも帰さない事由により生じた車載機器、物品等または物品等を設置した車両の滅失、毀損その他一切の危険は全て申込人の負担とします。この場合、申込人は、本サービスにかかわる危険負担金として、車載機器、物品等が滅失、毀損した日から注文書の契約内容欄に定める本サービス利用期間満了月までの本サービス利用料金相当額と前条に定める車載機器、物品等の代金との合計額を車載機器、物品等が滅失、毀損した日が属する月の翌末日までに現金一括でNCSに支払うものとします。

(保守サービス)

- 第30条 NCSは、本サービスが利用開始された場合、本サービスの正常な運用環境を提供することを目的として、申込人およびNCSの相互信頼と協力の下、第31条から第36条の条件に基づいて申込人に保守サービスを無償で提供するものとします。

(保守サービスの適用範囲)

- 第31条 NCSによる保守サービスの内容は次の通りとします。
- (1) 車載機器および付属品等の故障復旧を目的とした保守技術者の派遣および作業。
- (2) 車載機器および付属品等が故障の場合の代替機設置もしくは送付。
- (3) 車載機器および付属品等が故障の場合の修理または交換費用。
なお、故障発生時、NCSにて必要と判断した障害機器情報の提供を申込人に依頼したときは、申込人はこれを、速やかに提供するものとします。
- (4) 電話やFAX、電子メール等による問い合わせの対応。
2. NCSは保守業務の一部または全てを第三者に再委託できるものとします。この場合、NCSは当該第三者に対して本規約においてNCSが負担する秘密保持義務と同様の義務を負わせるものとします。
3. 車載機器に記録されたデータのバックアップ等の予防措置は、申込人が行うものとし、保守サービスによって当該データが消去された場合でも、NCSは一切の責任を負わないものとします。
なお、お客様の都合によりNCSが実施するデータの補正、および運行データの登録は有償となる場合があります。
4. 第1項から第3項の定めにかかわらず、次に掲げる機器は、保守サービスの対象外品とします。
- (1) SDカード。
- (2) ICカード。
- (3) パソコン・プリンターおよびその付属品や消耗品。

(保守サービス適用除外事項)

- 第32条 前条第1項にて規定した範囲であっても、次の各号に該当する事項は、保守サービスの範囲に含まれないものとします。なお、申込人の依頼によりNCSが修理等を行う場合は、申込人にて費用を負担します。
- (1) 風水害・落雷・地震等の天変地異に起因するもの。
- (2) 戦争・騒乱・暴動等による不可抗力に起因するもの。
- (3) 事故および火災に起因するもの。
- (4) NCSまたはNCSが指定する第三者以外の者によって行われた取付、取外、または改造による故障。
- (5) 水濡れ・異物挿入・落下・外部からの物理的ストレス(曲げ、反り、擦れ等)等の衝撃を与える行為による故障や破壊。
- (6) 取扱不注意をもって行った誤操作に起因するもの。
- (7) 申込人の故意、または過失に起因するもの。
- (8) NCSまたはNCSが指定する第三者以外の者による指導や、説明書にて規定している使用方法から逸脱するもの。
- (9) パソコンのハードウェアおよびオペレーションシステム(OS)、またはソフトウェアに起因するもの。
- (10) その他社会通念を逸脱する申込人からの要求があった場合。

(保守サービス受付時間)

- 第33条 NCSによる保守サービスの受付は、原則として下記のNCSの就業時間帯に行うものとします。

平日(月～金曜) 午前9時から午後5時まで

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・夏期休暇、その他NCSの指定休日は除く

(保守サービスの提供時間)

- 第34条 NCSおよびNCSが第31条2項により委託する委託先の就業時間に原則、実施するものとします。

(申込人の負担する費用)

第35条 NCSが行う保守サービスのうち、次のものについては申込人が費用を負担するものとします。

- (1) 申込人がNCSに対して問い合わせをするときの通信費。
- (2) 申込人がNCSに対して故障品やその他必要な機材を送付するための運送費。
- (3) 申込人の指定する場所でNCSが行う保守サービス作業に必要な作業場所の確保に関する費用、及びその場所へ車両を移動する費用。
- (4) SDカード等の記録媒体。
- (5) 前条に規定するNCSの就業時間帯以外に保守作業が発生した場合、NCSがその保守サービスを実施するにあたり要する作業場所の確保に関する費用、交通費・宿泊費および日当の全額。
- (6) 保守サービスの作業日が確定後、作業日を変更する場合は、速やかにNCSもしくは作業店へ連絡するものとします。なお、作業延期の際、次に掲げるキャンセル費用等を申し受ける場合があります。
 - ① 作業延期の連絡が作業前日までは、キャンセル料は発生しません。
 - ② 作業延期の連絡が作業当日、もしくは連絡がない場合、キャンセル費用として15,000円(税別)と付随する交通機関、宿泊施設等のキャンセル実費をお支払いいただきます。

(保守サービス外の作業)

第36条 NCSが、申込人の依頼により、次の各号に定める保守サービス外の作業を行う場合は有償とし、申込人はNCSに別途提示する料金を当該作業完了時に直ちに現金にて支払うものとします。但し、NCSに直接関係のないことが明らかである作業については、これを請け負わないものとします。

- (1) 第30条に定める保守サービス以外の作業。
- (2) その他、この規約に定めなき作業を行う場合は、別途、協議とします。

(車載機器の取外)

第37条 申込人は、車載機器取外作業にあたり、車両引き上げの2週間前までに注文書へ必要事項を記入、押印のうえNCSへ提示し、NCSは注文書を受領後、作業手配を行うものとします。

2. 注文書記入上の注意点などは、取付作業等注文書記入要綱に従うものとします。

(車載機器取外作業)

第38条 申込人は、車載機器取外作業にあたり、次の各号に掲げる作業内容を異議なく承諾します。ただし、申込人が作業内容につき、異議を申立て、NCSがこれをやむを得ないものと判断した場合、NCSと申込人間で協議のうえ変更できるものとします。なお、契約車両が、NCSまたは申込人が所有権を有する車両でない場合、申込人は、その責任と負担で、契約車両の所有者の指示に従い、車載機器の取外後の原状復帰を行うものとします。

- (1) 車載機器の取外は、NCSが取外を委託した作業店が実施します。
- (2) 申込人は、作業場所の提供とその場所へ車両移動を行うこととします。
- (3) 作業日が確定後、作業日を変更する場合は、速やかにNCSもしくは作業店へ連絡するものとします。

なお、作業の延期およびキャンセルの際、次に掲げるキャンセル費用等を申し受けます。

- ① 作業延期の連絡が作業前々日までは、キャンセル料は発生しません。
- ② 作業延期の連絡が作業前日の場合は、取外費用の30%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ③ 作業延期の連絡が作業当日、もしくは連絡がない場合、取外費用の100%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ④ 作業キャンセルの連絡が作業前々日までは、キャンセル料は発生しません。
- ⑤ 作業キャンセルの連絡が作業前日の場合は、取外費用の30%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。
- ⑥ 作業キャンセルの連絡が作業当日の場合、もしくは連絡がない場合、取外費用の100%をキャンセル費用としてお支払いいただきます。

(遅延損害金)

第39条 申込人は、申込人が本サービス利用料金の支払いその他この規約に定める債務の履行を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(1年365日の日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

(反社会的勢力等の関係排除)

第40条 申込人が及び利用者は、本サービスの申込日において自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. NCSは、申込人や及び利用者が、次の各号の一つに該当するときは、何らの通知・催告を要せず即時に本サービスを解除することができるものとします。この場合、第26条第2項に準ずるものとします。

- (1) 第1項の表明、確約に違反したとき。
- (2) 自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。
 - ① NCSに対する暴力的な要求行為。
 - ② NCSに対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ NCSとの取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3. NCSは、前項の規定により、本サービスを解除した場合、申込人および利用者に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

(譲渡禁止)

第41条 申込人は、本サービスの利用に関する権利、義務の譲渡ならびに車載機器および本サービスの第三者への貸与、質入れをすることはできません。

(申込人の維持責任)

第42条 申込人は、本サービスの提供に支障を与えないために、車載機器が正常に稼働するように維持するものとします。

2. 本サービスの利用中に、申込人がNCSの設備またはサービスに異常を発見したときは、申込人は直ちに申込人の設備等に故障がないことを確認のうえ、NCSに修理または復旧の旨通知するものとします。

3. 申込人は、本サービスに使用するネットワーク端末等を、常に最新の状態で維持するものとし、本サービスに使用するネットワーク端末等がコンピューターウイルス等に感染しないよう維持・管理するものとします。

(損害賠償の特約)

第43条 NCSの責に帰すべき事由により、申込人が本サービスを全く利用できない(NCSがその責により、本サービスを全く提供しない場合またはNCSの設備等の障害により、申込人が本サービスを全く利用できない場合をいい、第23条の本サービスの提供を一時停止または中止する場合を含まない。以下「利用不能」という。)ために申込人に損害が発生した場合、申込人が本サービスを利用不能となったことを、NCSが知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、NCSは利用不能時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨て)に、当該申込人の月額利用料金の30分の1を乗じて算出した額を賠償の限度として、申込人に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。

2. NCSは、本規約に明示的に定める場合を除き、NCSの責に帰すべからざる事由から申込人に生じた損害、NCSの予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく申込人の損害、その他の損害については責任を負わないものとします。

3. 天災地変、戦争、内乱、その他、不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、NCSは一切の責任を負わないものとします。

4. NCSは、事由の如何にかかわらず、申込人が本サービスに使用する当社所有の設備に、インターネットを通じて書き込んだ情報の消滅、および消滅したことに起因して障害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

5. 申込人が、本サービスの利用に関連して、NCSまたは第三者に損害を及ぼした場合、申込人は、NCSまたは当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとします。

6. 申込人は、本サービスの利用に関連し、その理由の如何に関わらず、第三者に対して損害を与え、第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、申込人は自らの費用と責任において、当該請求または訴訟を解決するものとし、NCSは一切の責任を負わないものとします。

(紛争の解決)

第44条 この規約に定めのない事項その他使用許諾の条項に関し疑義を生じたときは、申込人、NCS間にて協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

(規約の変更および利用者への通知)

第45条 NCSが定める手段を通じ、申込人に対して本サービスに関して通知される諸規定は、通知した時点をもって本規約または本サービスに関する規約の一部を構成するものとし、申込人はこれを承諾します。

2. NCSは、申込人の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、申込人はこれに異議を述べないものとします。

3. NCSは、NCSドライブドクターのウェブサイトに掲載することにより、申込人に対する通知を行ったとみなし、申込人はこれを承諾します。

(実施期日)

附則

この規約は、2010年3月1日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2011年8月1日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2014年12月1日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2016年4月1日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2016年11月21日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2017年2月1日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2017年8月10日より実施します。

(実施期日)

附則

この規約の変更は、2018年3月1日より実施します。